

(仮称) 第五次座間市総合計画策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

令和5年度を初年度とする(仮称)第五次座間市総合計画策定支援業務を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 件名

(仮称) 第五次座間市総合計画策定支援業務委託

(2) 目的

令和5年度を初年度とする(仮称)第五次座間市総合計画の策定に当たり、高度な知識、専門的技術・経験を有する事業者に支援を得ることを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日令和3年2月1日から令和5年3月31日まで(予定)

(4) 業務内容

「(仮称) 第五次座間市総合計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

3 予算限度額(消費税及び地方消費税含む。)

令和2年度 5,122,000円

令和3年度 9,218,000円

令和4年度 11,979,000円

4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 座間市入札参加資格を有していること。
- (2) 業務を円滑、的確に履行する十分な能力、体制を有していること。
- (3) 総合計画策定支援業務を受託し、完了した実績を有すること。
- (4) 神奈川県若しくは東京都内に本社又は支社を有する、若しくは座間市内に受任地を有すること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 法人税(個人事業者にあつては所得税)、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- (7) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)に基づく停止措置を受けていない者であること。

- (8) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (10) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

5 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

6 参加表明手続

(1) 提出書類

ア 参加表明書（第1号様式）

イ 誓約書（第2号様式）

(2) 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市企画財政部企画政策課

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(4) 提出期間

令和2年12月4日（金）午後5時15分まで（必着）

（持参の場合は、11月28日（土）、29日（日）を除く。）

(5) 参加資格要件の確認結果

令和2年12月8日（火）までに参加資格確認結果通知書を発送する。

7 提案書等の受付

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）から、次のとおり提案書等を受け付けるものとする。

(1) 提出書類 各9部（カを除く。）

ア 業務実績書（A4、任意様式）

業務名、実施年度、自治体名、業務内容等を記載すること。

イ 実施体制（A4、任意様式）

業務責任者、担当者、役割、経歴等を記載すること。

ウ 見積書（A4、任意様式）

金額だけでなく、内容も記載すること。

エ スケジュール

「業務実施フロー」、「スケジュール」、「市と受託者の役割分担」を記載すること。

オ 提案書（A4、任意様式、10枚以内）

法人名等が分からないようにすること。

内容は、評価基準及び仕様書に沿って、次のテーマごとに作成すること。

また、仕様書を補完する内容等技術的な提案があれば併せて記載すること。

テーマ1 成熟期における総合計画の在り方

社会経済情勢の変化や人口推計等を勘案して、新たな時代を見据えた持続可能な行政経営に必要となる総合計画について、その在り方や策定に当たっての視点等を示すこと。

テーマ2 市民との協働

多様な市民参加の機会を通して、市民との協働による計画づくりとなるような提案をすること。

また、市民と行政が目指すまちの姿を共有することにより、計画した内容の実現に向けて市民の主体的な行動が期待できるような提案をすること。

テーマ3 分かりやすい計画

目指すまちの姿を実現するために必要な政策及び施策が体系的かつ明確に整理された計画となるような提案をすること。

また、市民が総合計画の施策方針及びその進捗状況を確認しやすくなるような提案をすること。

テーマ4 計画に即した組織と予算編成

組織に連動した予算編成を行い、財源を計画的かつ効率的に配分したまちづくりが可能となるような提案をすること。

また、職員一人一人が総合計画における役割を認識し、能力を最大限に発揮するために、新たな発想と課題意識を持ちながら、策定におけるあらゆる過程に参画できるような提案をすること。

カ 提案書表紙 1部（第3号様式）

(2) 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市企画財政部企画政策課

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(4) 提出期間

参加資格確認結果通知書の到達日から令和2年12月18日（金）午後5時15分まで
（持参の場合は、12月12日（土）、13日（日）を除く。）

8 提案書等に関する質問と回答

提案書等の作成に当たっての質問を電子メールにより受け付ける。電子メールの送信後、電話でその旨を連絡すること。

(1) 受付期間

令和2年12月8日（火）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出先メールアドレス

seisaku@city.zama.kanagawa.jp

(3) 回答方法

令和2年12月10日（木）までに質問内容及び回答を、市ホームページに掲載する。

(4) 連絡先

座間市企画財政部企画政策課 電話 046-252-8287（直通）

9 評価及び結果通知

(1) 参加資格の審査及び提案書等の確認

座間市企画財政部企画政策課が行う。

(2) 提案書等の評価

（仮称）第五次座間市総合計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次のとおり審査を行い、最高点を取得した参加者を受託候補者とする。

ア 一次審査（参加者が5者以下の場合は省略）

評価基準のうち基本事項について評価を行い、二次審査の対象とする上位5者を選定する。

イ 二次審査

一次審査を通過した参加者による提案書等についてのプレゼンテーションを行い、評価基準に基づき審査を行う。

a 実施予定日 令和2年12月25日（金） 時間は別途通知する

b 場所 座間市庁舎内 会議室は別途通知する

c 時間 40分（予定） [目安：準備5分、説明20分、質疑応答15分]

d 出席者 5名以内。業務責任者及び担当者は、必ず出席すること。

(3) 評価基準

評価項目		評価基準	配点
基本事項	実績	・総合計画策定支援業務に十分な実績があるか	5
	体制	・業務の進行に十分な人員体制がとられており、業務責任者、担当者に十分な業務経験があるか	5
	見積書	・見積書の内容と金額（単価×数量）が適正か	5
	スケジュール	・実行可能なスケジュールが計画されているか ・業務の進捗が滞った際の対応が示されているか	5
提案書	テーマ1	・本市の現状を認識し、また、特性を示す内容であるか ・近年の社会経済情勢の変化等、新たな時代を見据えた上での提案であるか	15
	テーマ2	・策定過程における多様な市民参加の機会について提案されているか ・市民の主体的な行動が期待できるような工夫された提案であるか	15
	テーマ3	・市民にとって分かりやすい計画となるような提案であるか ・具体的な数値目標の設定方法等計画の施策方針及びその進捗状況を確認しやすくなるような工夫された提案であるか	15
	テーマ4	・組織に連動した予算編成を行い、財源を計画的かつ効率的に配分したまちづくりとなるような工夫された提案であるか ・職員の意識向上等につながるような工夫がされ、かつ現実的な提案であるか	15
プレゼンテーション	説明	・提案書の説明が明確で分かりやすいか	5
	理解度	・業務責任者、担当者の業務に対する理解度が十分であるか	5
	質疑	・質問に対する回答が明確で分かりやすいか	5
	印象	・業務責任者、担当者の業務に対する意欲やコミュニケーション能力が十分であり、円滑な業務履行が期待できるか	5
合計			100

(4) 評価における留意事項

- ア 二次審査で最高点を取得した参加者が複数いる場合は、選定委員会で再評価を行う。
再評価で最高点を取得した参加者が複数いる場合は、委員長が受託候補者を選定する。
- イ 二次審査の参加者が1者であっても審査を行う。
審査の結果、提案された内容が実施要領、仕様書等の内容を満たすと判断した場合、その1者を受託候補者とする。

(5) 結果通知

ア 一次審査

令和2年12月22日（火）までに参加者に一次審査結果通知書を発送する。
なお、一次審査を省略した場合は、二次審査開催通知書を発送する。

イ 二次審査

令和3年1月中旬（1月18日（月）を予定）に参加者に提案書等評価結果通知書を発送する。また、市ホームページにおいて選定結果を公表する。

10 参加資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルに参加できない。また、既に提出された提案書等は無効とする。

- (1) 「4 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

11 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提案は1者1提案までとし、提案書等を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成16年座間市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (5) 市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (6) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意様式）を提出すること。

1 2 スケジュール

募集告知開始	令和2年11月27日（金）から
参加表明手続締切	令和2年12月4日（金）午後5時15分まで
参加資格確認結果通知書発送	令和2年12月8日（火）まで
質問締切	令和2年12月8日（火）午後5時15分まで
質問回答	令和2年12月10日（木）まで
提案書等提出締切	令和2年12月18日（金）午後5時15分まで
一次審査結果通知書発送	令和2年12月22日（火）まで
二次審査	令和2年12月25日（金）
提案書等評価結果通知書発送	令和3年1月中旬（1月18日（月）を予定）
契約事務手続	令和3年2月上旬（2月1日（月）を予定）

1 3 問合せ先

座間市企画財政部企画政策課

電 話 046-252-8287（直通）

FAX 046-255-3550

メール seisaku@city.zama.kanagawa.jp

(第1号様式)

年 月 日

(宛先) 座間市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

参加表明書

次の案件のプロポーザルに参加したいので申出をします。

件名 (仮称) 第五次座間市総合計画策定支援業務委託

連絡担当者 所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(第2号様式)

誓約書

年 月 日

(宛先) 座間市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(仮称)第五次座間市総合計画策定支援業務委託のプロポーザル参加に当たり、次の事項について誓約します。

なお、誓約事項に違反した場合は速やかに書面により報告するとともに、提案書等の提出を辞退し、提案書等を提出している場合は、提案書等の無効又は受託候補者決定の取り消しとなることについて、一切の異議申立てを行いません。

誓約事項

- 1 座間市入札参加資格を有しています。
- 2 業務を円滑、的確に遂行する十分な能力、体制を有しています。
- 3 総合計画策定支援業務を受託し、完了した実績を有しています。
- 4 神奈川県若しくは東京都内に本社又は支社若しくは座間市内に受任地を有しています。
- 5 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していません。
- 6 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していません。
- 7 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていません。
- 8 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。
- 9 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していません。

- 1 0 上記8又は9に掲げる事由に該当するか否かの確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、調査及び確認のため、座間市が神奈川県警察本部に照会することについて同意します。
- 1 1 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されています。

(第3号様式)

提 案 書

年 月 日

(宛先) 座間市長

件名 (仮称) 第五次座間市総合計画策定支援業務委託

このことについて、提案書を提出します。

所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	
担当者氏名	
メールアドレス	
電話番号	
F A X	